

板倉町風景条例（平成22年板倉町条例第9号）

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
- 第2章 風景計画（第7条 - 第11条）
- 第3章 良好な風景づくり（第12条 - 第18条）
- 第4章 風景資産等（第19条 - 第24条）
- 第5章 表彰、助成等（第25条・第26条）
- 第6章 審議会（第27条 - 第31条）
- 第7章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、風景に関する町の施策の基本を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めることにより、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りの持てる板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 風景 人々に知覚される区域であり、自然の作用、人間の作用あるいは自然と人間と相互作用による結果により表れたものをいう。
- （2） 風景づくり 板倉らしい良好な風景を守り、育て、つくることをいう。
- （3） 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （4） 工作物 建築基準法第88条第1項に規定する工作物及びこれらに類するもので規則で定めるものをいう。
- （5） 町民 板倉町内に住所を有する者及び板倉町内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。

(6) 事業者 建築物、工作物の新築、新設、表示、増改築、その他これらに類する行為を行う者及び土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に係わる設計を業として行う者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、良好な風景づくりを推進するための施策を策定し、これを総合的に実施しなければならない。

2 町は、公共施設の整備を行うときは、良好な風景づくりにおいて先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

3 町は、良好な風景づくりに関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 町は、良好な風景づくりの取組状況等を点検し、その結果を公表するものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らが良好な風景づくりに重要な役割を果たすことを認識し、積極的に良好な風景づくりに努めなければならない。

2 町民は、町が実施する良好な風景づくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、自らの事業活動が良好な風景づくりに重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たり、積極的に良好な風景づくりに努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する良好な風景づくりに関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する要請)

第 6 条 町長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な風景づくりについて協力を要請するものとする。

第 2 章 風景計画

(風景計画の策定)

第 7 条 町は、法第 8 条第 1 項の規定に基づく景観計画（以下「風景計画」という。）を定めるものとする。

(策定の手続)

第 8 条 町は、風景計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第 9 条に規定する手続を行うほか、第 2 7 条に規定する板倉町風景審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(風景重点地区)

第 9 条 町長は、特に一体的な風景づくりに取り組む必要があると認める地区を風景重点地区として風景計画に定めることができる。

(風景計画への適合)

第 10 条 町は、建築物の建築等又は工作物の建設等を行うに当たっては、当該建築物又は工作物を風景計画に適合させなければならない。

2 建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を風景計画に適合させるように努めなければならない。

(助言及び指導)

第 11 条 町長は、良好な風景づくりのために必要があると認めるときは、必要な助言又は指導をすることができる。

2 町長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

3 町長は、第 1 項の規定による助言又は指導に従わない者に対して、当該助言又は指導に従うよう勧告することができる。

第 3 章 良好な風景づくり

(届出を要する行為)

第 12 条 法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為 (風景重点地区内におけるものを除く。) は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が 1,000 平方メートルを超えるもの又は規模が高さ 2 メートルを超える法面若しくは擁壁を生じるもの

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが 2 メートルを超え、又は面積が 1,000 平方メートルを超えるもの

2 風景重点地区内における法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の植栽又は伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(4) 水面の埋立て又は干拓

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為(風景重点地区内におけるものを除く。)は、別表1に掲げる行為とする。

2 風景重点地区内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表2に掲げる行為とする。

3 法第16条第7項第1号に掲げる行為を除くほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものとする。

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項の規定により条例で定める行為は、次に掲げる行為(前条の規定に該当する場合を除く。)とする。

(1) 法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等

(2) 法第16条第1項第2号に規定する工作物の建設等

(事前協議)

第15条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をしようとする者は、届出の前に、規則で定めるところにより町長に対し協議しなければならない。

(行為の完了等の届出)

第16条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の者が同項の行為を中止したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(公表)

第17条 町長は、第11条第3項又は法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(風景阻害物件の所有者等に対する協力要請)

第18条 町長は、当該地区の良好な風景づくりを著しく阻害するものであると認める建築物、工作物その他の物件があるときは、所有者又は権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)に対し、良好な風景づくりに関し必要な措置を講じるよう協力を要請することができる。

- 2 町長は、風景計画区域内の空地が当該地区の良好な風景づくりに支障を及ぼしていると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、良好な風景づくりに配慮した管理又は利用を図るよう協力を要請することができる。

第4章 風景資産等

(風景資産の指定)

第19条 町長は、自然、歴史、文化等からみて、町の風景づくりを進める上で価値があると認められる建築物、工作物、樹木、行事、河川、池沼等を風景資産として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定により風景資産の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、当該指定しようとするものの所有者等の同意を得なければならない。

3 町長は、第1項の規定により風景資産の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該風景資産の所有者等に通知するものとする。

4 前2項の規定は、風景資産の指定の解除について準用する。

5 町長は、第1項の規定により風景資産の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設けるものとする。

(維持管理)

第20条 風景資産の所有者等は、当該風景資産の価値を尊重し、その維持及び管理に努めるものとする。

(景観重要建造物の指定)

第21条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ当該建造物の所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

2 町長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するとともに、その旨を表示する標識を設置するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。ただし、標識の設置については、この限りでない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕に当たっては、原則として当該建造物の修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。
- (3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、当該敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(景観重要樹木の指定)

第 2 3 条 町長は、法第 2 8 条第 1 項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ当該樹木の所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 町長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するとともに、その旨を表示する標識を設置するものとする。
- 3 前 2 項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。ただし、標識の設置については、この限りでない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 2 4 条 法第 3 3 条第 2 項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い風景を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

第 5 章 表彰、助成等

(表彰)

第 2 5 条 町長は、特に良好な風景づくりに寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

- 2 町長は、特に良好な風景づくりに貢献している個人又は団体等を表彰することができる。
- 3 町長は、前 2 項に規定する表彰を行うときは、審議会の意見を聴くものとする。

(助成等)

第 2 6 条 町長は、良好な風景づくりに関わる行為等に対し、技術的援助を行い、又は経費の一部を助成することができる。

第6章 審議会

(設置)

第27条 良好な風景づくりを推進するため、板倉町風景審議会を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、この条例によりその権限に属するものと定められた事項を調査審議するほか、町長の諮問に応じ、風景に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、町長が法に基づく処分その他の行為をしようとする場合において求めがあったときは、その意見を述べるものとする。

(組織等)

第29条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 町議会の議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 公募した町民

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第31条 第28条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

別表1（第13条関係）

<p>1 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建築物の規模（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築物の規模）が、高さ12メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 工事に必要な仮設の建築物の建築等</p> <p>(4) 外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(5) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p>
<p>2 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが2メートル以下のもの</p> <p>(2) 次に掲げる工作物で、高さ（建築物又は他の工作物と一体となって設置される場合は、建築物又は他の工作物の高さとの合計の高さ）が12メートル以下のもの</p> <p>ア 電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの</p> <p>イ 煙突、排気塔その他これらに類するもの</p> <p>ウ 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの</p> <p>エ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの</p> <p>オ 記念塔その他これらに類するもの</p> <p>(3) 次に掲げる工作物で、工作物の規模（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築物の規模）が、高さ（建築物又は他の工作物と一体となって設置される場合は、建築物又は他の工作物の高さとの合計の高さ）12メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下のもの</p> <p>ア 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの</p>

	<p>イ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</p> <p>ウ 自動車車庫の用に供する立体施設</p> <p>エ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</p> <p>オ 汚水処理施設、し尿処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 建築物又は他の工作物と一体となったさく、塀、擁壁その他これらに類するもの及び(2)アからオまでに掲げる工作物の新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>(5) 建築物又は他の工作物と一体となった(3)アからオまでに掲げる工作物の新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下のものかつ10平方メートル以下のもの</p> <p>(6) さく、塀、擁壁その他これらに類するもの及び(2)アからオまでに掲げる工作物の増築又は改築で、当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下のもの</p> <p>(7) (3)アからオまでに掲げる工作物の増築又は改築で、当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下かつ増築又は改築に伴い増加する部分の築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(8) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>(9) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p>
<p>3 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>開発区域の面積が1,000平方メートル以下かつ高さが2メートルを超える法面又は擁壁を生じないもの</p>
<p>4 第12条第1項第1号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
<p>5 第12条第1項第2号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>堆積の期間が90日を超えないもの</p>

別表2（第13条関係）

<p>1 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等</p> <p>(3) 外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p> <p>(5) 農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
<p>2 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 増築又は改築で当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下かつ増築又は改築に伴い増加する部分の面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p> <p>(5) 農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
<p>3 第12条第2項第1号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
<p>4 第12条第2項第2号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
<p>5 第12条第2項第3号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>堆積の期間が90日を超えないもの</p>